曹大家女誡和解　全

仁
949

早稲田大學圖書

女ハ私なく儀なき事然るのゑに
ありとはいへどもこれまでかの治を
手かたをするにはるめしおなのし便
なまさせと治をおもひとく
國家の人は凡てなありて内治の
ことをんよなる人あるまじくして
うしこよ男といふ人まれなる人に

門 號 249 巻

つねはいそのみちに世にもてはやし侍りけれ
數ひそ多き宮川の其くれらのことを
思ひのまゝにものしとゞめおけれ
いとも正しき結ひなれは人も心よ
侍りけるその双紙のちらあるまでき
せまとをえまかれ友がきのとゞく
あまき中に何とはんにてしめく

このよしを承して、その趣世に残す
ためしに侍るものなり

文化九年

左少将定信

抑天地ひらけての物は萬像わかるゝなく
おほきなるはあめにして日と月とをいたゝき
陰とは陽と伊弉諾のみことの二柱の神
てまたことにはおもかけをいはゝ剛と
いひ柔と伊弉冉の二神陰陽のことをあらはし
はこゝろも剛柔のことわりありあり
まことあるなき人ことわきまへしのいはれを
男の国をまもり給ふてのしるしなりとそ
みいりてハ三史五経をもつとめかなふるも

所〻にをしへしかた記せるものあまたありといへど
女の身をおさむるにつらなる辞また
すくなからずかの義は物語のまなひ
しられしかたちをのこれり すなはち
こゝろえしるべきことおほくしてむかしの心をしるす
きはめてつたを諷し百代すゝむるにかなひける
猶しるをもすめるはあるべしとてそのまゝに
も女誡家範などをもひてこゝろえよとなる記
めしをわかつましおぼしめしけるにこゝろのぞみて

女のこゝろえをはしめにしるして語おほはめる
かの曹大家が正毅胡氏つまびらかに説なる義
われおもふこのほんなどこそまことに身をおさむ
ましめにおもふあたらしき一難とおもへとめる
かるにこゝろえるましてつみもかくべきなるを
あまたきはめてやすく辞よりこの書大家
か女誡をよんなみならび志し我のつかひ
のいまゝのにせさやうとてこのこゝろ筆をとりて
てかくつゝまつゑひはやつかへまつりて書也

なしとて皇后涼宮にすなはち姫哉出
後宮に侍らせけることいまに洛中に在して
ならで昭陽のことを思ひやり別業に
なさけの哉よへなきてかくこそるの中に
月見むる夜もあちらのことを思ひ出して
支のわをさ拾へ歌ことを語りのまに
め正敷と同じ紀の川のながれ古郷に
このあまりを古郷してのところなるに
ますらをのなほ水茎のかきも残しを紙

いたる書胡床のいかしへにくらんをゆきてしるに
なかひをわすれぬかせかけなきを人にかはしら
静世にすくむとて今もへよみを
いふ年志の判

曹大家女誡をあらはしたまひしハ黄氏劉氏朱子に
つゝいてく女子もよく教あつめし孝經の論
語なと小學女四書白はなとのをとゝのへあつめてこれを
教学ともなりけるハいまく曹大家の女誡温
公の家範かなさよしと明孝学洪ならず志のあるの
死しく女誡七章ならびにあらはし家の女四人を
よし古女の言を女子教論をあらはしてしるしを編つ
曹氏んとしく義のいまく大家が女誡をあ明

唐中葉比有れ人とのすゝまで流行して様之
学とよつて漢土にて女四書と號し唐
の陳邈の妻鄭氏の女孝経宋若昭の女論語明
の仁孝皇后の内訓漢の曹大家の女誡を載
多くは婦道とも書る様の大意のみを志して
一書なれはこれを読くは女論語女誡を家
庭とわかとは是を家教採をまもる婦人の
まさ乾隆年間王相といふ清の王相の

集注る四書と異なる所あり集注の四書ハ女論
語内訓女誡をよしひ王節婦の女範を載
せて（王節婦ハ王累の母なり）又来との流行を見る四書ハ小子
所見ありやいかゞしも志とくあまたあれ
翻せんと思れとも採撰此繁多に過けれハ
女誡の文を翻訳しるすと章ことの大義
を述ることし其本を全採しく字学
の意を志るとの事て乃ち其翻訳をとゞめ書す段

足るめ哭之よしたて此重めよろこびしあさ
梅庵主筆書跋文時ハ安永九年紫筆
ニ改る所之文

越之西千左衛門 正寧士書之

曹大家女誡和解

後漢の曹大家名ハ昭あざなハ恵班一の名ハ姫といひ大家と號し（家ハ姑とおなじ大家ハ女子の尊称なり王相が註ニ大家の號ハ和熹鄧太后よりたまふところといふ）扶風の班彪といふ人の女にて同郡の曹世叔乃妻なり博學にして才高く夫の世叔ハ早卒ありしかど節行法度あり兄ハ班固とて前漢書の作者なり其前漢書のうち八表および天文志ハいまだ成就せずして卒せしかバ後漢の和帝昭ニ詔して東観の蔵書閣ニおいて踵てこれをつくらしむ帝しばしば宮中に

めしゐ皇后および諸の貴人みなもつて師とし
はのへし辞よつて女誡七章をつくりて内訓を助
るをありといふ班昭はつくる女子の誡な
れば班昭が女誡といふべきを曹大家乃女誡
といふは班昭は曹氏の妻にて大家と称し世も
つて曹大家と称ずるが此書を曹大家女
誡と名づけ和解とは和は和語なり解
はとくなり漢文の字なる義理を和語を
やはらげ字とほとすゆへに和解と題す
るなり

女誡

誡はいましむる事なりいましむといふはをしへ
さとして此意にて悔き禁止するの意なるべし
女子の身の上につゝしむべきの事をいはばかく
は為すべき次と禁ずとをあきらかにすべきことを
は為すべき事とし教ゆとする事也

卑弱第一

卑はいやしきなり弱はよはき事なり卑弱とは称
いふときは其身をいやしくし人にへりくだりて
へく人にさからはずしてもそのやはらかなれど

多紙のうちなるをいふ女子は道を卑弱を専ら
とす故に女誡七章のはじめに卑弱
此章を載きて卑弱のことを述べはじめ一章
此名とするなり章はあやなりあやとは織もの
の模様紋があるごとく言葉をあやどりて文を
道理をのべわくるをいふなり第一より次
第順次にして一二三と次第をなし其章を分り
なり卑弱第一夫婦第二敬慎第三婦行
第四専心第五曲従第六和叔妹第七これ
様の次第順次をもて其章を分つこと左

卑弱

古女を生ば三日これを床下に臥さしめ瓦塼を弄せ
しめ斎して告たまふを床下に臥すことは其卑
弱にして人の下たることを主とする事を明にする
なり瓦塼を弄せしむるは其労をならはし
勤を執ることを主とす事を明らかにする斎して
先君に告ることは祭祀を継ことを主とすべき事を明
すらんとなり
古女を生ば三日これを床下に臥さしめ瓦塼を弄
ばしめ斎して告といふは女子を生ときは

法をあげて云爰を発す詩經の小雅斯干と
いふ篇の句にいはく女を生ハこれを地に寝
しめこれに瓦を弄せしむとあり柎下ハ申さく
瓦塼ハ紡塼とてつむぐと訓にいむハ糸苧を
いむぐに用る器なり斎洌して告（告とハ嘿ずるに下の文先君の二字脱落するに似たり群書を詳にせん）これを柎下に引るとハ其卑弱
にして人に下ることを主とする事を明にする所もとハ柎下
しハ己をくいやしきところなるが由へに口の方を卑とし
人にはらぬものなる卑弱の解ハまへにのぶるが如し主
と為にするといふ女子生れハまづ卑弱の道を第
一とすべし法となすこれに瓦塼を弄せしむ
紡ぎ其業になすらひ紡を執ことを主とする事を明
にする所なりとハ瓦塼ハまへにいふ糸苧をいむぐ
に用る器なり婦人生涯の律とする所ハ紡績
織縫の業なれバ此業の則を知らしむることを明
にせんと謂此器を則くりもてあそばしむるなり
今の世にも男子にハ破魔弓女子にハ羽子
板を贈るなど則くりあそぶなどときならひある
べし業にならひとハ其手業のいそがしきことなる
ゆゑをいふ紡を執とハ持つ紡とすることを

執おこなふをいふ齋して先君に告るハ祭祀に継べく
齋ハ齋戒して心を洗て清めしむる也先君ハ
先祖なり能先祖の事ハ專につかうま
はるを照明にせんと持つの事を先祖に
つぎまつりする事也
三ツのものハ蓋女人の常道禮法の典教なり
謙讓恭敬にして人を先にし己を後にす善
あれども名とほこらず悪あれども辞せず
はぢを忍垢を含常に畏懼する
がごとくにす是を卑弱にして人にくだると謂る

王

三ツのものとハ人の下にて卑弱なることと紡績
織縫の勤を執ることと先祖の祭祀を行ふ
まつることの三ツの事ハ蓋此発端のことなれバ
しては是を改みつのことなりといへり〇
まづ女は十此三ツも女子の常とすべき
道にて禮儀の法ともいふべき法の教なり
いふ女の典も常とせる女子の常とて
女ところを敬ふ謙讓とハ謙ハ抑へてへりくだり
ものうふ所も讓ハ由ありてゆづるなり恭敬

といふやまひほどしむかなしきハなくいふかる手
を訓しむ容(かたち)を恭(きやう)といひつゝしむ心(こゝろ)
を敬(けい)といふ善(ぜん)ありとも名(な)とせざることなくとハ
己(おのれ)が善事(ぜんじ)あれども其善(そのぜん)を善(ぜん)としてそ人(ひと)に問(?)
せざるなり悪(あく)あれども辞(じ)せざることなくとハ
辞(じ)ハことわりなり人(ひと)にむかひさる所にいひまぎらかすとも
我(わが)善(ぜん)を善(ぜん)としてあらはさず又我(わが)意(い)を
いひわけせざるとなり辱(ぢよく)を忍(しの)び垢(あか)を含(ふくむ)
ハ辱(ぢよく)ハはづかしめなり垢(あか)ハあかにてけがれなり
忍(しのぶ)ハことにたへる也含(ふくむ)ハはぐゝむなり

常とく人(ひと)にはづかしめらるゝともあらそひ
さからはずよく其(その)ことをうけ忍(しの)びことのほかの事(じ)
ききながすべく挨拶はづかしめし我らをうやまひて
辱(をそ)とおもり常(つね)に畏懼(いく)するが如(ごと)しとハ畏(い)ハお
それなり懼(く)もおそるゝなり常(つね)に人(ひと)
にへりくだりおそるゝ心ゆづり(?)ありて拝(?)きて我(?)
是あやまることあるが如(ごと)く己(おのれ)をはげしむるを卑(ひ)
弱(じやく)にして人(ひと)にくだるといふなり
晩寝(おそくねて)早(つと)に作(おき)て夙夜(しゆくや)を惮(はゞか)ることなく務(つとめ)を私(わたくし)
事(じ)を執(とり)て劇易(げきい)を辞(じ)せず所作(しよさく)かならず成(なる)

手迹整理するの役を勤を勤と謂なり
晩寝早に作て夙夜を悖ざるとなくとは
晩ハ昼と夜とのさかひめにて日のくるゝことなり
通じてをそきと訓じ夜のふくるをもいふ
さて夜ハおそく寝る早ハ朝なり作ハ起
なり夙夜とハ夙ハつとめといふことなり悖ハ
おこたるといふなり夜ををそく寝朝とく
起ることをいとはしいみおこたらずとなしとなり
是務を私事ゆへ勤て劇易を辞せずとハ務ハ
つとむるなり為業なり私事とハつとむべき事

にて女子ハ家内の事を主とするを私事とハ
女子の務とする所なり執ハとりあつかふなり
是一家の内万事をとりあつかふ女の
常く務も朝の早きもいとひみをとゞめじ
ひとりいふ劇易とハ劇ハことにはげしくせハ
しきなり易ハたやすくなくたやすきなり辞せず
とハいとひきらず揔くとをいふことのえ
げしくなしかたきもいとはずるしやすきことも
なおざりにせず揔くとハなすべきなり所作
必成手迹整理すとハ所作を業なり必成とハ

なすべき所為ことをいふ手迹とハ迹をあとゝ訓
手業はとゞめおきして迹といふなりとゞむべきことを
爲し得ざれバ地をふみて跡のつくがごとくに業を
とゞむるを迹ありといふ整理とハ整ハひとしく
ととのふの理ハ治るにて樸を琢てうりとぎみが
きて光ある玉となすがごときを治むといふなり
またかくのごときを女子ハ絲縷を執と謂なり
色を正し操を端しくしてもつて夫主につかへ
清静にして自守戯笑を好むことなく酒食
を潔齊にしてもつて祖宗に供して是を祭祀

る継と謂なり三ツはことの苟備名称の聞ずんバ黜
辱は身に在ことを患るなりいまださしさまを見ざ
るなり三ツはもの苟さまを失ハ何ぞ名称は聞
べく黜辱の遠ざかる際無ことあらん哉
色を正し操を端すとハ色ハ容貌なり
操ハ心ばえをいふ正も端もたゞしきことなり
かたちと心と其正と端と同くするなれをいふ夫主
とハをつとのことなり夫ハ一家の主なれバ
夫主といふなり清静にして自守とハ清ハきよ
くけがれなきなり静ハしづかにしづかなるなり清静

とはらふはつゞき其心清すべく濁ることなく志
則ち心なきものにてよく己が清く静なる
心を濁しさはがしてもけがさゞるをいふ自守とハ自
ら己が身をいひ他にかゝはらず言葉行を守と
ハ身もおろそかにせず敬ある丈に対して顔色
をつくろはず己が体を端正し其うへ此二を備あり
きちもちてうしれバさるやうにはしたなき戯笑を好む
ことなく戯ハたはふれ笑ハわらふといふことにてみだ
りがハしくたはふれ猥りに高ならしまうく笑ふこと
なきをいふなり是これ上の句の自守といふことなり

のことで深いましめなり酒食を潔斎ましてと
い酒食とはさけ祢いへだ先祖のまつりに備借ず
之物等を酒にもれまうげのさへもなきをいふ潔斎
といぎよくことのふをまもり祖宗とハ先祖をさし
ていふ前ハ祭祀を継ぎ主たると云ふことをいふ
されどもまりこのとの苟備とハ卑弱なとゆひ
物を執祭祀を継との三なり苟ハかりそめとい
ふことにて祭不よ載にいふ言葉なり備とハととの
ひてかる報をまをなり名称の中さる黙辱の
身に在ことを患ねちといまぎしれをさそとハ名

称はよき名のひろまるなり黜辱とは黜はしりぞけ
くらきてなり辱ははづかしめなり臣が所にあしきを
あらば人の言を拙事下されはづかしめらるる
なり是れ名称と表裏をいふ三ツのものの備はる
なれともあしきを採れば名称はとともに聞ゆる
なく黜辱ものがれまぬかれてその患己が身に
至ずよりて患恐るることをなしとなり苟此三の
ものをしらば何ぞ名称のきはめて黜辱
の遠ざかるべきことあらん哉とは失は得に対していふ言
ぞまでをしらずのほかなりきはたてろは三の

ことをしらばなんぞ名称はきはゆべきこともなく
黜辱は遠ざかるべきものもあらじとなり哉やと
いへる言葉にて表裏なく説て善悪の名
を明にし深く誡さとすなり

夫婦第二

夫婦は人の大倫にて五倫の一なり是人倫の
始にて夫なきは婦あらず婦なきの夫あらず夫
婦なきの子あらず天地君臣父子行る所な
り始は章には女子の生れてよりはじめ其行る
すべき三の教をのべいましめ三のことの備て後

に人の婦となるべし故に此章ハ夫婦の道天倫
の全備ことを説よつて章の名とせるなり
夫婦の道ハ陰陽に参配し神明に通達し
信に天地の弘義人倫の大節なり是をもつ
て禮ハ男女の際を貴び詩ハ關雎の義を
著せり斯に由て是をいへど重せずんばある
べからざるなり
夫婦の道ハ陰陽に参配すとハ夫ハ天にた
とへ婦ハ地にたとふ天ハ陽にして高位し地
ハ陰にして卑位にして天地陰陽の道理に人道

陰陽と道理をあはせ説なり参ハまじハり配ハ
ならぶなり一あるところに又一を合するをいふ也
夫婦の道を天地の道にまじへあハするなり神
明に通達すとハ神明ハ天地陰陽の測べから
ざるの道理にて神霊といふがごとし通達とハ
通も達もかよふ也是より彼へ彼より是へゆきかよ
ふをいふ天地陰陽神明乃ありさまなり
目に見えぬ理にも夫婦の道ハかよふといふを
なれど信に是がハるなりあとの言葉を起が
為めに言葉を先にあらためいひいはせるなり

天地ハ陰陽なり弘義とハ弘ハひろくおほいなり義ハ義理なり倫ハたぐひまたついでなり人倫とハ父子君臣夫婦長幼朋友五のことをいふ大節ハ大ハおほいなり節ハふしなり竹のふしあるがごとく物乃ふしぶしのくぎりあるをいふ也是夫婦の道ハ人のはじめにて天地の間人倫の内にをいて最おほいなる義理肝要のことなりといふを指す禮ハ男女乃際を貴ぶといふハ禮記の昏義といふ文なり昏禮ハ二姓の好を合せ上ハもつて宗廟を事下ハもつて後世を継といへり是夫婦ハ人倫乃もとなれバ禮記にもかくのごとくおもんずるとなり際ハあひだにて夫婦のまじはりを指ていふ詩ハ關雎の義を著きりとハ詩ハ詩經の關雎國風周南の首篇の名なり其首の句に關々たる雎鳩とあるゆへに關雎と名づく關々ハ鳴声の和らぐなり雎鳩ハみさごといへる水鳥にて雌雄むつましくあれどもしかもなれ〳〵しからずして行儀正しきなり聖徳ある文王貞静なる姒氏を配偶に定めたまふことを雎鳩

にゐとくて是称ふなり是禮記にも詩経にも
多く夫婦之道を貴きことを證據とあぐれ
なり斯て由て是を言ハ重せざれバあるべから
ざるなりとい斯ハ禮記詩経をさして此二書に
いつれにもよりていふと紀ハもつともなとんなるべく
たふとむべきことなりと厚く誡るなるべし
夫賢ならざるときハもつて婦を御すことなく
婦賢ならざるときハもつて夫に事ることなし夫
婦を御さゞるときハ威儀廢缺し婦夫に事ざると
きハ義理墮闕して方に斯二事のものハ其用一なり

今此君子を察るに徒に妻婦の御せざれバある
べからざる威儀の整ざれバあるべからざることをしりて
故に其男を訓て撿するに書傳をもつてして
殊に夫主に事ざれバあるべからず禮儀の存せ
ざれバあるべからざることを知ざるなり但男を
教て女を教ざることハ亦彼此の數に蔽るゝ
にあらずや禮に八歳にして始て書を教十
五にして學に至るといへり獨此に依てもつて則と
なすべからざらむ哉
夫賢ならざるときハ婦を御することなく

婦賢ならざる時ハ夫に仕へまつる事なし
とハ賢ハ人にすぐれてかしこき所なり御ハおさむる
おさむる所なり事とハしたがひつかふるなり夫
婦ともにかしこからざれバ夫ハ婦をおさむべきをさ
むることあたハずして婦ハまた夫にしたがひ仕ふ
ることあたハざるなり夫婦を御さざるときハ
威儀廢缺し婦夫に事へざるときハ義理
墮闕すとハ威ハおもくおそるべき儀ハ
のりありていかめしきなり廢ハすたれ缺ハかく
るなり義理とハ義ハ宜にてことわりよろしきを得

るなり理ハことわりにて物のよろしき所なり隨ハした
がふなり闕もかくるなり夫として婦
をおさめずしておさむる所なきをあたハざれバ夫乃威
くわきまへ乃ならでいかめしき位を失
ふる所なり婦として夫にしたがひつかふ
ることあたハざれバ義理も作法もすたるゝなり
まさに斯二つのものハ其用一なりとハ此二つを
のとハ夫の威儀と婦の義理とをいふ其用
一なりとハ夫の威儀婦の義理其用を為す
ところ則なりと文をよくみて誡むべきなり今此

君子を察る事従妻婦の御せざらんはあるべ
からずして威儀の整ざらんはあるべからざれば是を志めす
とは今とは其時をいふ君子は位ある人をいふ
くさして察はかへりみるなり見をよむきてをよ
むすところを心よらんべへさてをなり従はいく
ぞくなり今の人みれば妻婦の御せざらんぞあ
ふべからざるとみるをいふぞくに志るといふこと
なり未だ誠を述んがためなりかくいへるなり
拵乃男を訓ゑぬ撿されあり書傳をも川くさ
とは前をうき下をを起こし業にて前まで

ざときゆへ事といふなり是ぞ先男を訓ふと男
子にはをしへある事をいふなり書傳は書物乃ことなり
撿はかんがへあはされなり書物をよりて其訓をの
んがへせんはくすなり殊は又ことに成あらため
て女子の訓なきをさとし殊更にといふところ
なり夫を事ざんはあるべからずて禮義の存
ぜんはあるべからざれどもを志らず但男を教
女を教ゆるはことをまで彼此の数を敬るも
まじやとは夫主はをつとなり婦は夫にしたがふべきと
禮儀のなくてはかなはぬことを志らずといふことなり

但ハ徒みといふにおなじ男子を教て女子を教
ざるとハ前にいふがごとく男子を訓ることハあれども
女子を教ることハなし次と申のごとくなり彼此と
ハ男女をさして彼男子にハ教ありて此女子ハ教
なきとなり宗数ハうけてならむ拵ふ此意
ありて蔽ハおほひさへぎる事にてとぢ隠りあるを
いふ蔽なし次やとハなきやあるといふ言葉な
りされ男子にをしへありて女子になしとする
なれバ彼と此と不揃にてとゞこほりあるといふを
なり禮に八歳にして始て堂に書を教十

五にして学に至るといへり獨此に依てかく
則とすべきことがらん哉とハ禮ハいにしへの禮を
いふ案ずるに大戴禮保傅の篇に古ハ八歳にして出て外舎に就小藝を学束髪して太学に就大藝を学と白虎通にハ八歳にして書計を学十五にして太学に入学術を学と云これらの後漢の註禮記をさくハあやまれり禮記に此文なし
書を教るをハ文字を教て筆をとれる事を成なら
しむる那里学にいさるとハ学ハ学問所なり八歳
にしても此かくむとを成ならしむ十五歳にして
学問所にいらる教をうくる那里此いまし風
禮を則として女子をも男子のごとく教へ
きを那りきてべからん哉ハ必なすべし下と

いふこゝろばなり

敬慎第三

敬はうやまひ慎はつゝしむなり人をうやまひ其
身をつゝしみ自守と戒重じ誡よりて章の名と
せられなり
陰陽性を殊にし男女行を異にして陽は剛をもつ
て徳とす陰は柔をもつて用とせり男を彊とし
以て貴とし女は弱をもつて美とせり
陰陽性を殊にしとは性はむまれつきなり陰と陽
とは火と水にして其性質おなじからざる故に

男女行を異にすとはわざとちがふなり陰
陽のむまれつき違ふ男女のはたらきくれなにしと
ろ行も違ふと陰陽の理をいつる男女の道
をあらはせり陽は剛をもつて徳とすといふ剛と
はつよくたけきなり陽は陽たるはよくたけし
きをもちまへのとくとしたる徳といふなり陰は柔を
もつて用とすといふ柔はよわくやはらかなるなり陰
の陰たるはよわくやはらかなるをもちまへの
はたらきとするなり用とはわざ也其
はたらきをいふ故に男は彊をもつて貴とすといふ

前の陰陽は陰陽たることをのべてこゝハ男女を
ならべいふなり彊もつよきなりつよきをもつ
て貴とすとハ前に云ごとく男子ハ陽にして其貴
べきハ彊なり女ハ弱をもつて美とすとハ弱ハ第
一章にいふ卑弱乃弱にてよわくかよわきやはら
かなる那り女子ハ陰にしてよわくたをやかにやは
らかなるを陰にもちまへ乃よき所とせるゆへに
美しとなり徳といひ用といひ貴といひ美
といひ陰陽乃道理をなすべしと云言葉を對に
してさとしあらすなり

故に鄙諺にいへることあり男を生ば狼のごとく
なれども猶其尩ならんことを恐女を生ハ鼠のごと
くなれども猶其虎ならんことを恐おそれよとは
すなハち身を修むれバ敬にしくことなく彊を避る
ことハ順にしくことなし故に曰敬順の道ハ婦人の
大禮なりと夫敬ハ他なしあるひハ持久の謂なり夫順ハ他
なしあるひハ寛裕の謂なり持久ハ止足を知なり寛
裕ハ恭下を尚ぶなり
鄙諺とハ今の世にも常に此言葉にいふところある
ならひ其時乃はやき人とはいひならはせて云

禁を引てさとしたまへり男を生ハ狼のごとくなれど
も猶其尪ならんことをおそる尪ハ尪羸の疾
にてやせおとろへ弱きをいふこのこゝろハ男子を
生バいかにも剛強なりとも狼のごとくなれどもなを
よわくして尪羸のやまひある人のごとくそだち生立
の、のちハならんことを恐るとなり恐ハきらひいむ心
なり是男子ハ強きを尊ぶにもよりて弱きことを禁
ずなり女を生ハ鼠のごとくなれども猶其
虎ならんことを恐れよとハ女子ハいかにも柔弱なるを
やはらかなるをよしとすれバもとより鼠のごとくなる

とも猶其生立虎の猛きがごとくならんことを恐るゝとなり
是女子ハ弱きがよきにもよりて強きことを嫌ふ
なり此二句鄙諺なれども道にかなひて尤も甚
時乃人の常にいふことにて耳ちかきれバ也としや
すき言葉をひきもちひていましむる所也

案ずるに此ともがらの句狼尪と鼠虎と韻あれども鼠虎の字より
これぞ尪の一字ふさはしからず後漢書にハ尪字の註なし今王相が注
に従てその解をくだしつれども義いまだ穏当ならず偶通鑑を閲するに
唐の太宗紀に諺に曰狼を生て猶羊のごとくならんことを恐るといふ語
あり胡三省が注に女誡の此四句を引て尪を羊につくる韻もかなひ義も
すぐれたりされども後漢書数本皆尪につくるときハみだりに
本文をあらためがたし胡三省が引ところの女誡別に見るところあ
るにや猶考ふべし

志からバ本を修るとも順ならずしてとなしとハ

前をうきてまへに云ごとくのことなれバといふ意にて又
後を起す言葉なり身ハいつのほども此志をわすれていふなり敬に志
くことなり敬ハ人をうやまひ心をもいましむるなり志
くとなりとハ敬の外に道なく敬にまかすとなりこゝろ
なり彊を別ときたるも彊と彊となる妬ハ忿争となる故
に彊てあらそいばそのまゝさくるなり其ゆゑはさく
あはゝ順に志くをなしとなり順を専ら持ち次を志て
に和を己を人より後にして先にたゝずとい
ふ故に曰敬順の道ハ婦人の大禮なりとハ敬順
は道をまもるにいふところ此身を修る此敬と彊

をさく和の順とを合ていふなり禮ハ禮義禮譲に
なる婦人の禮義ハ敬順此道なりと誡るなり夫
敬ハ宅にあれバ持久の謂なりとハ夫ハ端を
あらためて言葉をわけて敬順をふるまひつゝしく
さとせるなり敬ハ宅にあれバとハ敬といふハ外のために
あり次となり持久此謂なりとハ持ハたもつ事なりて
にとふを志ことをもちたふどくなるをいふ久ハ志さし
きはめ川くることなくやむことなきをいふ敬ハ人
此見きく間此まてかぎりあることの身にあらず縦
たも別をいふ夫順ハ宅にあれバ寛裕此謂なり

とハ寛ハゆるやか裕ハゆたかなりされバそのあらそひ
はなはだしからざるなり持久ハ止足を知とハ止ハとゞまる
ことなかれ足ハあまりたるをしり足ことを知る
その所にとゞまり居る所なり寛裕ハ恭下を尚とハ
恭ハうやうやしくへりくだる下ハ人にくだり己を後
にすることなり寛裕の道ハこれ恭下をもつとも行
ところ此敬順の道を深切に大せつにしたまへ
まもるなり

夫婦の好ハ身を終まで離ず房室に周旋し
て遂に媟黷をなす媟黷既生ずれハ語云過矣

語云既過ハ縦恣なるべし縦恣既作とハ夫
を侮る心生ず矣止足をしらざればよるなり
夫婦の好ハ身を終まで離ずとハ夫婦の際
夫ハ婦をおもひ婦ハ夫をしたひつゝ
互に忘ることなく一生を身を終まで離ざる
とハ生死をおなじうするなり房室に周旋
し遂に媟黷をなすとハ房ハ部屋室ハ居間
なり周旋ハめぐるなりと媟ハなれ黷
ハけがすなり夫婦ハ朝夕その居所をおなじく
して情愛ともに深きときハ遂にその深になる

にはゞぎてきがあらく　さりとて嘲ずてゝ那里　褻瀆既
生ずれも語言過ともいふ語ハりことなり言ハ
ことのはをいふなりあやまつとハ言葉の行違よりして
争ことあるなり語言既過ハ縦恣の所に從ひ起る
とハ縦ハほしいまゝ恣ハほしいまゝなり語言のあやまち
よりしてほしいまゝなるところも出来なり縦恣既作
ときハ夫を侮慢心生ずとハほしいまゝなる心より
夫をあなどりかろんずるなりなにがしろにおもふ心生じて
それなりけるに止足をしらずしておこる也とのなり
とハ止足ハ前にいふ持久ハ止足をしれりといふこれ

那里

夫事に曲直あり言に是非あり直なる志ハ争さ
ふことあらずして曲なる志ハ訟ざることあらずして訟争
なでに施ときハ忿怒乃とあり此恭下を尚ざるに
よれることのなり
事に曲直あり言に是非ありとハ言行を並へいふ
なり事とハ行にして今日此所にてわざなり曲直とハ曲
ハまがれるなり直ハまさしくなるなり是非とハ是ハよ
きなり非ハあしきなり直に対して曲といひ是
に対して非といへるなり直なる志ハ争ざることあ

角すほで曲なるものは訟さるゝとあさつほでとは争訟のよ
つて起ところを解誡られりされ事は大となく
小となくはなく直と曲とは情意乖て和同せ
須直なることのそ曲ことのを争あめたくずさてまた
曲ことのは直なることのみうつてくわずむて非を理乎
志ゐていひあきんとは志ゐるときは争訟やむこと
なく一家治ざるのみとなす　訟争既施ときは忿
怒のことありとは忿怒はいかりいかるなり施はいき
をよぶことなりと萌はいふさとく争訟つ得ぬ絶ざ
れざるのぬくずひきをよかしてあひともみいかり

なるゑはなをいふなり　此恭下状尚されあまれることよ
なすことは恭下を尚ざれば争訟忿怒のよつて来
るがくのごとしと深くいましむるなり
按ずるに此章本文上の事に曲直あり　言辛是非
ありといひて其下曲直の解はあきらかも是非の解あるし訟事を参
按ずる所みなくのことしれまふ曲直の解にて是非の義をふくところや
忘れも事と言の誡なきなく解てこの事の解のわざとつくして其の解をあま
じらるせしれまこ一書の体裁丁寧ずに告誡こて捧の解の至るなり
ざることのは脱文あるまや下曲従れ章ずりもまことしいどき文あり
志ずゝく其ことびをここに辨に
夫を侮節なくざれば譴呵たいまってにきずるず忿怒止
されば楚撻たいまってに志ゝるふ夫夫婦なれどもは義
は和をもとて親を恩は好をもとて合楚撻をて
に行ずれば何ぞ義々されん存せん譴呵させてに宣

れバ何乃恩かあらん恩義ともに廃されバ夫
婦離矣
夫を侮節なされバ譴呵せまに志たがふとハ侮
ぶろんじてあなどり節ハみさをなり譴呵とハせめさい
なむいふ事なり夫にハつのこゝろを西もり志さバ
ほうふ婦きを以て夫をあなどりうかゞふ女子た
るのみさをうしなバせんちいなむにをよバな
りされバ志たがふとハ持も平つねにて此ほいとめ志
ぜんなく事をいへる事也忿怒止されハ楚撻
おまに志たがふとハ楚ハ志もとと撻ハうりにてちやう

ちやくするをいふ事なり常にやまざれハ指れ
よりしてちやうちやくする此かゝましき事いふなら
をいふ事なり夫夫婦たるものハ義ハ和をもつて
親し恩を好をもつて合とハ義ハ義理禮義な
り和ハやはらぐなり親ハむつましき事なり夫婦の際
乃義理禮義ハやはらかなるよりむつましうして志たしみ
むつましきにむなり恩ハいつくしみめぐむなり好ハ
よみする事夫婦乃際ハいつくしみあはせむすびと
ハ常にれよみしたしむよりして合なり合とハ二氏
とのあひをなし一となる此心にて夫と婦と異く

になる次一段ときをいふ楚撻せられてになところなる
ば何れ義かあれ存せんとは存は在なりされバ前
をうけたまはりて楚撻れあるべしきまいられバ
和をもつてしたしむの義もあらじとなり譴呵せて
で宣れバ何の恩かはまたあらんとはいわれし譴呵
れあるましきにいられバ好をもつてあふのいつし
ともなしとなり恩義ともに廃せられバ夫婦離
矣とハ廃せられやぶるなり前にいふ如きの恩
義二ともにやぶれぬれバ義は和をもつて親
も恩は好をもつて合ふも離されてれしめにふ

夫婦の縁身離べうし恩義もなくなりて離矣
と誡る趣也

婦行第四

婦行とハ行心に主とするところの事に見ゆるを
いふ婦たるもの常にまもるべきことをいふ誡也
此章の名とも教なり
女に四行あり一に曰婦徳二に曰婦言三に曰婦
容四に曰婦功
此の四行ハ周禮乃冢宰職といふ文にあり下に
脱すがごとく其義をも詳にされ

夫婦徳といふハかならずしも才明絶異なるにもあらず
又婦言といふハかならずしも辯口利辞なるにも
あらず婦容といふハかならずしも顔色美麗
なるにもあらず婦功といふハかならずしも功巧の
人に過たるにもあらざるなり

婦徳といふハかならずしも才明絶異なるにもあらず
是とハ徳ハ得なり己にうる所ハ善心をいふなり
必ずしもとハきはめざるといふ事なり才ハさいちにて
ちゑある事なり明ハあきらかなり絶ハすぐれたるなり
異ハことなる事も格別人にすぐれてことなるを

の智慧をたくはへある事をいふにあらずとなり
婦言といふハかならずしも辯口利辞なるにもあ
らざるなりとハ婦言ハ婦人の言葉なり辯口とハ
言葉をさはやかにしてべんぜつよきものを利
辞ハ辞として利口者となり婦人の言葉
ハべんぜつよく利口なる者にてもあらざるとなり婦
容といふハかならずしも顔色美麗
なるにもあらざるとハ容ハかたちなり顔
色美麗ハかほかたちうつくしきなりかん
ばせのうつくしき事を婦人の容と

するものあらばなすとなり婦功といふは必
らずしも功巧の人にすぐれたるをいふにもあら
ざるなりとは婦功とは婦人のはたおりなどする志
わざのことなり功巧とは其わざをよくみする
ちこをなす過たるとは人にまさりて誠いふ婦
人の功とするは糸のわざをよくみなすること
人に勝たるをいふにもあらずとなり
下の條に四行は四行たることをさとして
ゆへにこれより四行の才明利辯顔色功巧は
かかげざることを説しめすなり

清閑貞静にして節を守て整斉己を行ふことを恥
ありて動静法あり是を婦徳と謂なり
清閑貞静にして節を守て整斉とは清閑は
きよくみやびやかなり貞静はただしくしづかなり整
斉はととのひひとしきまでたりひつまなく揃ふ
ことなり己を行ふを恥ありて動静法ありとは己
吾身をさすなり行ふとは今日の身なりを恥あり
てとはあらはるることあるがごとく人にくるしむを
いふ動静は立居ふるまひとりまはしあり法は
型なり法式ありかなふをいふ是を婦徳と謂なり

とハ前にいふ智慧さいかく人にすぐれてうつくしくと
も此清閑貞静にしてその節をまもるといふ等の
ことに背ハ婦人の德といひがたしされバのぶると
このことを婦人の婦人たる德と謂べしと
なり

辭を擇て說惡語を道ずして時ありて然して後に
いひ人に厭ず是を婦言と謂なり
辞を擇て說惡語を道ずとハ辞ハものいふを擇
とハ何ごとにてよき詞をえらびとるなり說ハとかず
なり惡語ハあしきことのがたりなり道ハ言とおなじ

これあしくいやなきことのがたりをみだりにのべ
ざることをいふなり時ありて然して後にいふ人
に厭ずとハ厭ハいみきらふ義をいふなり人にさき
はなしをいひまさハ人をあしざまにいひなどす
人をそしる心にてもいひふらしかつ口のわざ
なかりけり人のいふことをもきていよいよ笑いふことのを
むつかしくものいへど人にもいときゝいるあり
言葉いやしからず次ことをやうなことのがたりすれば人に
いみいとはることなき婦人の言葉といふと称
里

塵穢を盥浣して服飾鮮潔沐浴時をもつて
して身垢辱をさけて是を婦容と謂なり
塵穢はちりけがれ盥浣はあらひすゝぐなり服
は衣ふく飾はかざりなり鮮はあざやか潔は
いさぎよきなりちりけがれたるをあらひすゝぎ衣
服をいさぎよく清らかにするなり沐は髪をあらふ
なり浴は湯をつかふなり垢辱はあかけがれなり
髪をあらふべき時はかならずあらひ湯つかふべき
時は湯をつかひて身にあかつかずと云之
となりあまりはでやかによそほひかざるハ或時

此風俗あら川ば衣服など美麗をつくし又ハ
いやしきすがたちをなしきたなきハ淫をみちびく
此ともにはぶる婦容といふべからざるなり誡る
ごとき我女子此たしなみ容つくるとハ謂となり
心を紡績に専にし戯笑を好まずて酒食を潔齋
よしてもつて賓客に奉ずる是を婦功と謂なり
心を紡績に専にすとハ前にいふごとく紡績ハ糸
苧をうみつむぐことにて織縫のことに通じて以て専
ハ持のことに心をとゞむるなり戯笑ハあらはなき
やうなり織縫のことに心をゆるさずしても[illegible]

りくだりていつくしみをさしてきこへまぎれあり酒食を絜齊にしては飲食もいさぎよくきれいにしなすべし賓客を奉るとは賓客にはまことをつくしなすべし奉るにはいさぎよくうるはしくてもてなしてなすべし此條の婦功となるべきことを女子は常に心がくべきことといふことなり

此四のことは女人の大徳にして之なくてかなふべからざるものなり然してこれを為ること甚易し唯心を存するにあり古人云ることあり仁遠からんや我仁を欲すれば斯に仁至るとは此謂なり

此四つのことは此章にいふところの婦徳婦言婦容婦功のことをいふなり女人の大徳にして是なくてはかなはぬことなり徳の辭は前にのべたるがごとくなり此四の事は女子の守べき最大なる徳の行なればかりそめにもゆるがせにすべからずなくてかなはぬものなりといふことなり然しても是を為ことは甚易しとは此四つのおこなひをなすにはむつかしといふことなし唯他念なく此四の事をこころにとどめてわすれずおこたらずやすく心得となり耳はかぎる言葉なき古人

いへることあるとハ前にハ為やすきことをあらはせん
ためにて證據に古聖人のいひおかれし言葉
をあぐる。那中ニ仁遠からん哉我仁を欲れバ志
らし仁斯に至るとハ論語述而の篇に孔子の
たまひし語なり。仁ハ徳なり身にある者なり。遠
離るゝものならず近き所にあるものなるぞ遠
にあらんやされバ近しといふところ那中ニ斯にま
のあたるを至るといへるのなり。我仁道を行
んと欲せバ其仁に至るものなりと也。此
謂るとハ二ッものゝを行ふことをいふなあ

らバ唯こゝろに徳のみあれバ四徳まとにあつる本
いあると此語のごとし故なり

専心第五

専心とハ専らにいつくなり心をもちておちつかす
なるをいふ婦人の道ハ夫に従ふなるに心をつくしひと
すぢにして礼義をまもるべきことをさとし誡む
章の名とせるなり

礼ニ夫ハ再娶の義あり婦ハ二たび適の文なし
礼とハ儀礼喪服の文なり夫ハ再娶の義あ
りとハ男子ハ両度妻を迎ふる訳ハ古の礼に

もあるとかや婦ハ二たび適の文なしとハ女子ハ二度人の妻とならず再他人に嫁せざれハなりとハ古文にも見えずとあり窮する婦の再嫁の義なきことハ天下の大経古今の通誼にして易へからざるところなり但儀禮の喪服に継母嫁ぎたるの服をよび継父異父昆弟の服あるも此等の類ときハ婦人不幸にして再嫁せしこともあるべきを聖人も許したまふと志るし されども是ハ禮の變義の權にして頗る私に従ふてすべきにあらず次に程伊川の寡婦あるときハ餓死に至るとも再嫁すべきにあらずといふも禮の経をまもるの誡なり又伊川其父程太中の行状の中に女兒の悲しみを挙れて甥女を再嫁せしめしことをのせたるときハ禮の變をも志れるものなり志かるに伊川を信ずるの輩固く其の誡を執て儀禮の喪服を知らざるがごとくふかいなる是一を執て百を廃するかくのごとくにして再嫁ハ聖人も許したまふところなりとて私の欲を恣にし禮乃経を乱るべからずされバ罪の大なることになりとにかくに再嫁ハ寡婦不幸にして身を寄べきところもなくやむことを得ざるよりして禮の變義の權にしたがふところと志りて世の人あまねく此義をつまびらかにし伊川の誡を固執て聖人制禮の深意をさとらざるの輩もまたあるが故にここに志るす次に室直清その弁ありあそせるど

故に曰夫ハ天なり天固逃るべからず夫ハ固離るべからずと有り行神祇に違ときハ天すなはち是を罰す禮義愆あるときハ夫すなはち是を薄んず故に女憲に曰意を一人に得る是を永畢といひ意を一人に失ふ是を永訖といふ

故に曰とハ前の文をうけて又下の文を起す夫ハ天なり天固逃るべからず夫ハ固離るべからざるまことハ天ハもとよりのがれ去べからざるとハ其故ありてかしこに行も天なきの地あらねバのがるる勢なし夫も天に逃ることあたはざる所なり

なじくもなきことなべくさざる所なりと誡るなり行神
祇に違ときは天これを罰す行は一つならぬの事を
いはゆる神祇は天の神を神といひ地の神を
祇といふ若行その道に違ときは天神地祇
のこゝろにかなはざる所なり罰は刑罰なり人の悪
事をなすときは捨られ乃重軽ありてあるとがめあ
あらはるゝ若神祇の意に違ば天よりとがめあ
るなりその甚所にをよぶよりなり礼義愆ある
ときは夫をもちゆる道を薄ずるは礼義は夫に
仕る礼法なるを捨の礼法をあやまちし所

婦をいふ薄ずれば厚は表裏あり夫につかふる礼
法を失はあやまちあれば夫に薄ぜられ夫婦
は際恩情はあはれなるべきもうすくなりゆく
ものなり夫婦はもとより天より命ぜらるゝところ
自然の倫理にて夫となり婦となるなり捨の夫に
仕る礼義愆ありて薄ぜらるゝはすなはち天
の罰をうくる婦なり故に女憲に曰とは憲は此
書なり女子は法とすべきなをいふの意王相の注に女憲は古の賢き女子を刑の
書にて其出るところを詳にせず
意を一人に得とは是を永畢といひ
意を一人にかへりみるといふ是を永訖といふとは意は

心のむすぼゝれあり一人ハ夫をうらみ天地にかこち
なげけども夫もまたぬしこゝろなきをもて一人とい
ふなり永畢ハながく其身を離なりといふ
こゝろハ礼義の愆なきところはれをこゝろなる、
といふよく夫のこゝろにかなひ婦ときハ夫
婦乃際に和合しまた永く安楽にして其身を
まつたくし離縁畢ハ離縁なり意を一人に
にくしがたハ其裏をたゞしく識まれなり永
訖とハもし礼義愆ありまた夫のこゝろにか
なハずときハ夫婦乃あひだ不和なり

高傲危陀墾も永訖たるにとなり　訖竟
晝那也
斯由高ならずと言ハ夫婦ハ其乃心を求ずんバあら
ず泯然ともまたとこれよりもまた佞媚みて苟
親を謂ふあるちゝの固子心を専にし色を正し礼
義あつく絜行居に若ハなし耳淫聴することなき
目邪視ることをなし出てハ冶容なくてハ飾を
廢ることなく群輩を聚會さすることなく門戸
を看視することなし此をまさなるべき心をもつて
なすをいふ

ちり由(より)てしまへるとつゞるとは前(まく)の條(でう)にいふごとき紙
きれてゆふなり夫(をつと)には其心(そのこゝろ)を求(もとめ)ずんばあるべからず
次とは前(まく)にいふ一人(いつにん)に意(こゝろざし)を得(う)るといふ其意(そのこゝろざし)を
得(う)るは為(す)る次(じ)夫(をつと)の心(こゝろ)を求(もとむ)べきと成(なり)然(しか)も求(もとむ)るとこ
ろみとせまき佞媚(ねいび)あしで苟親(いやしくもしたしむ)を謂(いふ)あらば
いなりとは佞(ねい)は口才(こうさい)ありて口(くち)に任(まか)せて巧(たく)みなるなり
媚(び)はなまめきこびるふなりいやしくもはかりそめにといふ
ことし口(くち)ぎよくあてつけらひうはべかり様なり心
あしみをと求(もとむ)べきことの謂(いはれ)にはあらずと成(なり)固(まこと)に心(こゝろ)
をよろしく色(いろ)を正(たゞ)し禮義(れいぎ)ありて潔(いさぎよ)く成(なす)なり

くはなすとは色(いろ)は顔色容貌(がんしよくようぼう)にてかたちをいふ
なりかほかたちはうまれつきにしあれば夫(をつと)に仕(つか)ふる
禮義(れいぎ)をまもり潔(いさぎよ)くまことを以(もつ)てその所(ところ)を為(なす)こと其
所(ところ)をまもる(まもる)にあるなりなすとはかくなれば
すなはち為(なす)といふこゝろなり耳(に)淫聴(いんてい)することなく目(め)
邪視(じやし)せずとなりとは色(いろ)を正(たゞ)しくといふあり何事(なにごと)を
いふなり淫聴(いんてい)はきゝくすこといひみだりなるなり邪視(じやし)は
こゝろよこしまなるなり出(いで)ては治容(やよう)なくとて
其飾(かざり)を廃(はい)せずこととなしとは治容(やよう)はかたち
をよく目(め)をいふ飾(かざり)は髪(かみ)かたちを正(たゞ)しくするをいふ

なり出るとハ門戸を出ありく入とハ家に居るをいふなり
内外といふにおなし女子たるものゝならひハ夫
に對して禮義ありて他に出る事もまれにあ
らずして妻女を門戸を出ありくハよからず
夫に對して其道をうしなひうち淫なるにちかく
はなはだあやしきことなりされば平生家に居るとき
髪をみだし衣服など見苦しく又夫に對して其禮義
をうしなふものゆへに常に心がけ見苦しく
ぬやうにすへしされど飾を奢することをいふに奢ハ
すつるなり世上の人いはゞかかるべし常にハ内

かたちを見苦しく他に出るにハ人の目に立つしくよ
そのひかけたる誡あるなり群輩を衆會にはゞかる
ことなくとハ群ハむらがる輩ハともがら衆ハおほくま
會ハあつまるといふあつまりいふなり總じて人をあつめ見るき
あひをみだりにまじりてありくまじきなり門戸を看視
すること無しとハ門戸ハ人の出入するところなり
看視ハみる事なり婦人ハみだりに外へ出ることを
ゆるされぬゆへに門戸を見ることなかれとなり心を專
るがちに心を專らにし色を正しくといふとハ前につ
とむるを結ぶ誡をさとしてなり

若夫動静軽脱にして視聴陝輸入てハすなハち
髪をみだり形を壊出てハすなハち窃寇として
態を作ますに道べからざる所を説まして視聴
べからざる所を視聴此を心を専にし色を正しくせざるこ
とあらハ是を謂形也
此條ハ心を専にし色を正せざれことをあげまる
誡る形也し夫とハ云葉を起す前條の裏
をいへる形り動静軽脱とハ立居かるましからじ
くなきやうにせられなり視聴陝輸とハみだれまく
ことよめうつりやすくはびまくざれをいふ

なま後漢書の註に陝輸ハ不定の貌といふ按ずるに正字通陝閃と通に避ありとあり此女誡の句を引是陝ハ此を避て彼に移の義輸ハ車まて物を送の義まて是も此より彼に移の意ありよつて陝輸を不定の貌といふなるべし
入てハすなハち髪を
みだり形を壊とハ入ハ平居をいふ常に居まする時に髪を
みだれ髪をも出はてずみだれるまゝにしてある形を壊ハ衣
彼なと見ぐるしきことなり出てハ其窃寇として態
を作とハ出るハ外へ出る形り窃寇ハ城やなまゝ態をなす
まハあるやうに妝ていやきかほかたをなすと則ちまき
手道べからざる所を説とハ方角にも似合ひするや
しきことを口よりまだすもの説ハのべるなり
形をまする視べからざるところを視とハ色とハ

歌舞妓はざれきみのたぐひ見まじきところなれ
ば是をいふなり此を見て心を専にし色を
正しくすることあたはずといふなりとハ此條
を讀てかくれなきときハ心を専にし色を正しく
ことをよくなし果さぬといふなりこれ拙き道
を失ふことを述誡るなり

曲従第六

曲ハまげるなり従ハしたがふなり己をまげて心
ずて從ふるなりおのれと我を争はずして人の志
ふことを行といへるより曲従と名とせし

夫意を一人に得るは是を永畢とし意を一人
に失ふ是を永訖といふ人の志を定め心を専にせん
と欲此言なり舅姑の心豈まさに失べきや物恩
をもつて自離ることあり義をもつて自
破ることあるなり

永畢永訖ともにひさしくすゑのべ舅姑の心をう
しなはざるを解させ給へるなり志ハ心のゆくところ
就ふ定ハうごかさぬなりたとへば志をうご
かず一事に目あてをさだめて心を専にして親
をおもふなり心を専にせんと欲るには先志をたも

ぬぐひもとより舅姑乃心豈まげてしたがふ理あらん
哉とハ舅姑ハもとよりしたしみある舅姑の心をもよ
そこ／＼にしたがふべきまゝあり次ハ豈まげてしたがふべきあらん
哉失ましきことあり物恩をわすれて自離るゝとの
ありとハ物ハ元祿く今ね恩をさしていふとの御
といふとも恩ハいつくしみめぐみなり其のいつ
くしみめぐみにそむくハよろしからず其のつゞき
いかなる舅姑の志ならずとも起り離
るゝハひとつあることぬるいへにのこを不義
をも以て自破るの解ハ下の文にあり

夫愛と云といへども舅姑非なるのときハ此所謂義
をも以て自破ることなり志をとげ於いて舅姑の心ふ
何ぞ国に出従より尚ぶべし
此段ハ前に述たるところを考へて鑑れ
なす夫愛といふとも舅姑非なりといへ
とハ何ぞほかに夫ハ此ことをよろしとすといへども
舅姑ハ此を非なりといひて夫と舅姑との
心違ひをいふ此所謂義をも以て自破るとの
ありとハ国其義を執て舅姑乃心に随はぬ
ときハ舅姑に事る道にやすまじき持こゝろなき

是志らばすなはち舅姑乃心を奈何せん固より従よ
り尚ばなしといへんせんハ志かりさりけるにて
ろ那を夫此妻としし舅姑の非なりとも
いふ何ぞ志さハさいや義を立て夫ぞ志さハ
舅姑乃心ハいかであるつきりて此ことさハ海てにた
義をとまきて舅姑の心をしてかかる尚さいと志そ
奇しとなる
按ずるに前の文に物ハ思をもつて自新ことの
あります義をもつて思をもつて令ことの
義をもつて詳あり詳をとつて
さす上文敬姑の言より直此詳あり是非の詳なきかごとし読者詳らかなり
姑爾らず孝を志るも是といへども固よりよろしく令に従
べし姑爾孝ともを非といふとも猶宜命に順べし

是非を違戾し曲直を争分せることを得ざれと
なすれ此すなはち所謂曲従なり故に女憲に曰婦
ハ影響のごとし焉ぞ賞翅くべけん
姑爾らざることありて是も是といへども固よりよろしく
令に志たがふべしとハ爾ハ然と称すなりまたよきる
是令ハ令命まで仰とありても志うとめ志うが仰るる
ぬこともよきといへどもよりなほ仰にそむべて
志たがふべしとなり姑志か孝ともを非なりといふも猶
よろしく命に順べしとハ非ハさかしと猶ハそれまで
もといふなむし命を仰なり順も従とおなじ若又

しらるべきよしことをいふごとなりといふとも猶その
仰に順ひ毎しとなり是非を違戻し曲直を争
ふを諫言を得るとあるとは是非はよきとあし
きなり違戻ハたがひもとるなり曲直ハまがれると
すぐなるなり争ふとハ是を非といひ非を是と
いふを持乃是と非をあらそひ是を是非を
非と明白なるをいふなり是を己然めて人に従ひ
ハ曲直あらそひはることをなく是非も争ひもと
なることを得ふとなりと以上とあり此すなはち所謂曲
従那りとハ前にいふところすなハち曲にて従

ことなりと那りし女憲ハ前にいふごとく女子の法とよるところ
物をいふ婦ハ影響のごとしとハ影響ハかげひゞきなり
形ありて影あり聲ありて響あり影ハ形にしたがひて
はなれず響ハ聲に随ひて持ちはなれぬものなりされバ
女子は私に影の形にしたがひ聲につれざるごとく吾
意を言ことを決専ら人にしたがふべきものなりとあるなり
焉賞ハいかんぞよろこばんとハ焉ハ何となる賞ハ嘉なりよ
ろこぶと訓ぜて此こころハ女子よく人に順ときハいかなる人
にてもよろこばざることあらんやとなり是女憲の
語を引て婦たる者舅姑のこころにかなふべきたぐひ

曲てしたがひつかふまつるべきことを教さとすなり

和叔妹第七

叔ハ夫の弟妹ハ夫の妹俗にいふこじうとの事なり叔妹ハ常に舅姑の側に在ものなるがゆへ舅姑のこゝろを得るにハまづ叔妹とやはらぎ睦まじくすべきことを第一とすよつてこの章の名としてこれを教誡るなり

婦人の志を夫主に得ることハ舅姑乃己を愛するより由てなり舅姑の己を愛するハ叔妹の己を誉るによれバ此に由てこれをいへバ我臧否誉毀ハ一に叔妹によれバ叔妹乃心を復せずんバあるべからざるなり

婦人の意を夫主に得るときは舅姑の己を愛するによれば舅姑の己を愛するは叔妹の己を誉るによれるなり夫主ハをつとなり己ハその身をいふ意を夫に得るにハ舅姑乃心に持むるぞよくゝしたがひ持これいつくしみを得ますハ自夫の氣にも入なり舅姑の心にかなひ持乃いつくしことをうることハ叔妹の其所をほむるによるなり此に由てこれをいへバ我臧否誉毀ハ一に叔妹によ

れば叔妹の心もまたしたがひて和ぐときハ臧否によ
しあしき誉毀ハ不まれなきにあらず前にいふと
ころによりて言ときハ我方みなよしあしほまれにし
もあることハことに叔妹を心つけてしたしく親しき
の心をとりしたがふべきものなり是叔妹ハ平生
舅姑の側に居ものなるがゆゑそれと不和なるときハ
舅姑への執なしあしく舅姑の機嫌をとり持
ことなるが如くのごときことを世間にまゝあることなり人
の婦たるものよくよく省思べきなり
人皆叔妹に失ふべからずそれを知ことなく志もせ

ずを和してもしたしく親を求ることをあらはしてこそ蔽ふなれ
人皆叔妹のしたがふべきことを知といへども叔
妹の際をしらしかばまでよしくむすびしことを志らず次と
なりては志のもなき者を和しなばしたしく親を求る
ことあらはしてこそ蔽ふなるときハ叔妹のしたがひ和がハ
らざるにハ誠志らざるゆゑに叔妹をやはらぐることなけれ
ばまことを求るとあるハこれなり蔽ハさきにいふかぎり
相和ぶなりよりまくべきことを訓じまひなりこれ様の
道理にくべきことなと歎ける云云なり
聖人に非すれハ能過なきことを鮮し故に顔子ハ

く改るを貴み仲尼ハその貳せざるを嘉して志るせり
を況婦人たることの上をや
聖人にあらざるよりハ能過なきことを鮮しとハ聖
人ハ生ながらにして萬物乃情に通じ天地と徳
を合せ給ひし稱なりされバ言ところを聖人より以下
の人ハあやまちなきことなしあらためとなり顔子ハ能
改ることをしれりとてや仲尼ハ其貳せざるを嘉と
ハ顔子ハ孔子乃弟子顔回のことなり聖人にも
およバざる顔子なれども過なきにあらず然れども
速に其過をあらたむることを貴て其過を敬

飾ことをなさバ仲尼ハ孔子のことなり孔子も其の
過を貳せざれことを嘉したまふとなり過を貳せ
ずとハよく其過をあらためて重てせぬをいふこ
となり此章の語ハ論語および易経繫辞傳
といふ書に見えたり志かれバ況婦人たるものをや
とハ顔子さへもあやまちハありまし況や婦
人のことなきバ過なきことハあらじとなり
賢女の行聴哲の性をもちて其能
備らバこの宮人和せざるときハ謗掩外内離
るときハ悪揚これ必然の勢なり易に曰二人心を

同心なれバ其利なる事金を断 同心の言ハその臭き
蘭のごとしとハ此謂なり
賢女の行聴哲の性をかねそなへてといへども其継
備平とハ賢女ハ人にすぐれしこき女なり性ハむ
まれつきなり備ハかねそなふることをいふなりしも
前の言葉をうけて人にすぐれなりしもにて
とかくよみさくあきらかなる生まれつきの人なりとも
それ継ぬも知くあれとあるやうハあしき次となり聴ハ耳
ときかる哲ハこころざしとふかきをいふなり是故
一家人和するときハ謗掩外内離るときハ悪揚れ

必然の勢なりとハ是故にハ前をうけて後の言葉
を起すなり一家人ハ家内の人々をさす和ハやはらき
て志を礼義を失ハざるなり家内やはらぎてむつ
ましき時ハ互に少の過あれども相互に謗掩
ひて他人の謗をうけざるなりと外
内離るときハ悪揚とハ一家の人睦じからず我々
になりて内外へだたりき心さしたがふときハいさ
かの悪きをも相互に謗りて世上へあらはすを
ときにあしきをあぐるといふなり此必然の
勢なりとハ必然ハ次となるにて勢ハこれより出

まなぶべきものとなるべき義なり易に曰二人心を
同くすれば其利こと金を断同心の言ハ其臭
蘭のごとしとハ此謂なりとハ此句ハ易経繋辞
傳といふ中の語なり二人心を同くすれば其利
こと金を断とハ二人和合するときハ其心の堅
固なることハ金鐵をも断べしと那里同心の言ハ
其臭こと蘭のごとしとハ臭ハよきにほひなり
なり蘭ハむらさきとて香き草なり心を和るごとく
しる睦人の言葉ハむらさきの花の香りて
いとうるはしくめでたきがごとくなりと那里此謂

なりとハ是等の語もことごとく和合したる心言葉の
ゆゑむすびつきたることを謂なるといふとなり
夫叔妹ハ體敵して尊恩踈にして義親甚
淑媛謙順の人ハよく那の義に依ても好
を篤し恩を崇ても援を結徽美をしるし
顕章にして瑕過をもして隱塞すてむ
夫叔妹ハ體敵して尊とハ叔妹と己と乃位
乃體をいへバ同輩にしてひとしく尊卑なき
別もなけれども己ハ嫂と称し彼ハ叔と己妹と呼是
己が尊彼よりハ尊なり恩踈にして義親とハ叔

妹と己とハもとより異姓にして他人なるがゆへに其
の恩ハ疏かなれども叔妹ハ己が夫と骨肉なれバゆ
へ義理あひにをいても親むつましくすべき事なり
然し淑媛謙順の人ハすなハち能義に依ても淑
よく好を篤し恩を崇てもつて援を結ぶ淑
ハよき事なり媛ハうつくしきなり謙ハ人にへりくだり
順ハ人にさからハずうるハしくよく人に順
ふ加様なる婦人ハ叔妹ハ夫と骨肉なるのミかハ
不義理にても其睦まじきよしミをあつくして
のいつくしミ交べき道をたがハず行て己が援と

なして其家にあまねくむつまじき援を結
とハ平日叔妹と親しみむつまじくなれまじハり過て
舅姑の様媛をとりもちなきときハ叔妹よ
く己をほめて執成て舅姑の怒をも宥得る
なり徽美をもつて顕章となし瑕過をかくして隠塞
きしむとハ徽美ハうるハしくよき事なり顕章ハその
よしあしをあらはすなり瑕過ハきずにてあやまち隠
塞ハかくれふさぐなり其いはれハ前にいふがごとく
よし叔妹と好を篤し援を結ぶときハ己がごとく
いしくよきことハあらはしきこえあやまち

きまぜあるとくれぬさまにてかへつてほまれきこえ
好みありとも叔妹の援となりすまよりほまれを
舅姑矜善して夫主嘉美て声誉邑鄰に
曜休光父母に延及す夫惷愚の人まて叔にそむい
ゐはてゐち名に託しても自高ぶり妹をさ
いへばなかち寵を固くもりて驕盈なり驕盈既
施き何持和ぐへきあらん恩義既乖ハ何の誉か
是臻ん
舅姑矜善して夫主嘉美たとは矜善ハあハ
是をよくしたがひてめでたきによりこれを上に述

ほどくあるときハ舅姑もいつくしみよみし夫もよろこぶ
しかあるゆへなり声誉邑鄰に曜休光父母に
延とハ声誉ハよき名にてほまれなり邑ハさと鄰ハ
となりなり曜ハ光のおよび照てらすなり甚誉近
ハ鄰遠ハ一邑の中へきこえかゞやくなり休光ハ
よきひかりなり父母ハ我實の父母をいふ臣が
声誉邑鄰にかゞやけバ父母まてに其光りを
およびて諸人其の父母をもほめそやす則弟
一章の名称ときこえたる黜辱の父母あることいま
ひまに見ゆとハ子考合てみるべし若夫惷

愚れ人ハ叔妹をいやしめハおのが名に託して上へ
ハ自高ぶり妹をいやしめハおのが寵ゟ因ても
つく驕盈なりとハ惷愚ハ二字をもふさかるゝよ
しなりこの二をもつてある婦人をいふ叔ニをいて
いはおのが名を託して自高ぶるとハ己ハ嫂といふ名あり
れバ叔ニ己をいひて高ぶり因となり妹をいてハ
ハおのが寵ニ因てもつく驕盈なりとハ妹ニむ
るへハ己が夫の寵愛を得る事のあまりことをとり
なるあいがしろにするなり驕盈ハをごる心のあく
までにいたることなり驕盈をしてハ施ハ何の和かあらん

まーあん恩義すてゝ乖バ何の誉かこれ臻らん
ハ驕盈の心叔妹ニ施なるとき叔妹とやわらき
親むといふことハなきもの也さすれバ恩絶き義も
違ことまてあれ乃己か所にハあをとゝる
といふなるべき第一章ハ何ぞ名補のきこえ
く黜辱の遠さかり絶ことあらんやといふまあるせて
いふべし
是をもて美ハ隠れ過ハ宣ぶ姑忿て夫慍毀譽中外
ニ布祗辱厥所ニ集進てハ父母乃羞を増退てハ
君子乃累を益斯乃栄辱乃本ニして顕否攸居

なり慎むべきなり然るときハ叔妹乃心を求るハ固よ
り謙順より尚ハなし謙ハ徳の柄なり順ハ
婦れ行なり凡斯二つのことハ和をもつて
草なきり詩にいはく彼に在ても悪まるゝことなく此に在
ても射るゝことなしといへるハ斯謂なり
さて叔妹にそむきてハ前をうけていふなり美隠て過
宣とハたとへ己によきことありても掩ハれて揚らず
かれ過あれバ宣あらはるゝなり姑忿て夫慍毀訾
中外に布恥辱厥身に集とハ毀訾ハそしりそしる
なり中外ハうちそとなり恥辱ハはぢはづかしめ

なり其身ハ己をさして集ハ多くいたるといふなり
かくあらバ姑にて夫にもいとはれ悪まれ
ハおのづから家の中にハ争ひ起りて其持主中外に志
きのごとくそしりハ己が所にあつまり来となり
進でハ父母乃羞を増退てハ君子の累を益とハ
進退ハ文句の順辞にてなんぞハ出るといひ入を
いひまた内といひ外といふ句を對にしるすといふ
言葉なり君子ハ夫をいふ毀訾恥辱己が身に
集来ハ進で父母まで其はぢを増を
およびし下ハ退て夫までもわづらひを益ほどに

いへり斯乃栄辱ハ本にして顕否ハ基なりと
ハ栄ハさかへ辱ハはぢしめなり上にいふごとく微
美顕章瑕過隠塞されバ栄となり此にかへて
微美隠て過宣れバ辱となるが故栄辱の
本といふ顕否ハあらはるゝとかくるゝの基
ハ始なり慎ざらんやとハ慎べきことを慎で
みて深誡る心を以ときハ叔妹の心を求るにハ
固に謙順より尚ハなしとハ叔妹のこゝろをも
とめ得るにハよくへりくだりまことを尽て
ろにさてのみハぬすりまちてとハ明かなり謙ハよゐ

ハ徳の柄なりとハ易経繋辞傳乃文なり徳
ハ我が得ところ乃よき行なり柄ハえにして
此器に柄ありてハよく用をなすがごとく謙も
徳乃柄にて謙ありてハ徳も行はるゝと云事を謂く
ありとこゝにいふとハ徳行乃第一とせしつきつゞく
なり順ハしたがふにて婦の行なりされバ婦人ハ行を
人に順ての事を為て身を第一とせしことなり
斯二ツのものハ和して相したがふとハ謙
順の二乃道をよく行ふれバ舅姑およひ叔妹
の際をやはらげむつましくなるにたよるとなる事足

とハ是称くなく全をいふ詩にいはく彼に在ても
悪まるゝことなく此に在ても射まるゝことなしと詩経周頌
振鷺といふ篇に句あり射ハ厭とおなじくいふ
なりおほよそ謙順の人ハ人にこのまるゝところ
ありてもいとひにくまるゝことなしとあり其斯謂
なりとハ詩経にかく述ところも即ちこの意なりと
すなはちこれなりと詩をひきて七章の終を
むすぶなり

瑟守多紀正家和解畢

太女誡和解ハ明暦翻刻の張氏校正後漢書を本と
し諸本の異同を稍録して其義の由あるものハこれを
志るせり但し異同をけるも内外を外内とし争訟を訟
争とし誉毀を毀誉とし愚惷を惷愚と作るのたぐひ
のハこれを採らず合校するところの書目左のごとし

明暦翻刻張氏校正後漢書
寄板廿一史後漢書
汲古閣十七史毛氏正本後漢書
陳仁錫評閲後漢書
説郛曹大家女誡

曹大家女誡王相箋註

卑弱第一

常若畏懼是謂卑弱下人也 王氏箋註是之謂の二字あり

勿憚夙夜 王氏箋註勿を不ニ作ル

黜辱之可遠我 王氏箋註遠を免ニ作ル

夫婦第二

天地之弘義 王氏箋註弘を宏ニ作ル

獨不可依此以為則哉 王氏箋註依を以ニ作ル此字の下以字あり

敬慎第三

生女如鼠猶恐其虎 張氏校正本虎を彪ニ作ル按ニ彪ハ大家ハ父の名なり宜これを避へしよつて諸本ニ従フ但張氏校正本彪ニ作ルハ後漢書ハ唐の章懐太子注セしよるゆへ高祖の祖父隴西公虎の諱を避しよなるへし

楚撻既行 説郛ニ既を之ニ作ル

恩義俱廢夫婦離矣 王氏箋註離字の下行字あり

婦行第四

婦功不必功巧過人也 毛氏正本陳氏評閲本功を工ニ作リ王氏箋註ニハ技ニ作ル

清閑貞靜 王氏箋註清閑を幽閒ニ作ル

奉賓客 王氏箋註奉を供ニ作ル

此四者女人之大德而不可乏者也 王氏箋註德を節ニ作リ乏字の下無字あり

專心第五

天固不可逃 王氏箋註逃を違ニ作ル

耳無淫聴 張氏校正本寄板王氏箋註及説郛淫を塗ニ作ル今毛氏正本陳氏評閲本ニ従ふ

出無冶容 王氏箋註ニ出の下門字あり

曲従第六

舅姑之心奈何莫尚於曲従矣 説郛ニ莫字の下固字あり

和叔妹第七

得意於夫主由舅姑之愛已也 説郛ニ主由の二字なし

叔妹之心復不可失也人皆莫知叔妹之不可失 王氏箋註復字なきハ非なり又皆字の上人字あれハ是なり今これニ従ふ

是故室人和則譲掩 王氏箋註是字なし

外内離則悪揚 説郛ニ外字なし 王氏箋註悪を過ニ作ル

夫叔妹者體敵而分尊 諸本叔を嫂ニ作り又分字なし今王氏箋註ニ従ふ

惷愚之人於叔則託名以自高 諸本叔を嫂ニ作ル今王氏箋註ニ従ふ

凡斯二者足以和矣 王氏箋註凡を紀ニ作ル

ちなみに源氏宮川の君は世に大家
の女識なれ紫式部しく南小栈
覚ありし識をれ源旨書つ
はらに業を実なりめ学子
庵識まして清尓有く絡亦所
大学ある者の事乃弥古も稀々
学稿栈して訓らに文庫母秘
勢んよりとり可様尓のふせ

て此女才ハ義を心にとめしめなば
とまちまちに尊み守るべき文化
壬申の秋のはし八月四位安芸茂識

書女誡譯後

古者女教有婉娩聽從之方而今
亡矣故其伶悧者卒多狡黠驕
傲而騃愚者亦從卑陋頑固偶
有使女人就學者動輙至妄論
經史橫騖詞章其害乃軼於
不學爲曩者

宮川茂親謹書

氏女誡授子女暨婢媵以爲閨
門閫教其言切實平易猶菽粟
布帛之不可闕也旣而所須漸
多書手拮据謄寫殆不得
已鏤梓而刷印非敢欲廣布也
雖然知遠之近知風之自使世
之女人遂克免夫卑陋頑固與
狡黠驕傲則匪家閫教餘澤其
所沾溉者豈謂匪小云耶文化九年
蒲節前二日林衡撰

男皝書